

行財政改革・SDGs推進について

1 調査項目

- (1) 区行財政改革に関する事項
- (2) 都区制度に関する事項
- (3) 構造改革特区制度に関する事項
- (4) デジタルトランスフォーメーションに関する事項
- (5) シティプロモーションに関する事項
- (6) 新庁舎の建設に関する事項
- (7) 現庁舎跡地の利活用に関する事項
- (8) 公共施設の再編・整備に関する事項
- (9) SDGsに関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「行財政改革・SDGs推進特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

（説明）

本区は、税制改正や景気の影響を受けやすい歳入構造をしており、また、歳出においても高齢化に伴う社会保障経費の増加や老朽化が進む公共施設の再編・整備への対応など、財政需要の増大が見込まれることから、引き続き健全財政を堅持し、社会経済情勢を踏まえた効率的かつ合理的な行財政運営を推進していく必要がある。

そのため、都区間の事務配分をはじめ、財政制度、さらには構造改革特区制度と区の関わりや、デジタル技術を活用した業務改革や区民サービスの更なる向上に向けて検討を進めなければならない。

また、新庁舎建設や現庁舎跡地の利活用、その他大型公共施設の再編・整備については、本区の魅力向上に大きく寄与することから、シティプロモーションの視点を取り入れた施策の展開が求められている。

さらに、本区の目指す「だれもが安心して自分らしく暮らせるまち」である共生社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）を推進していく必要がある。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。